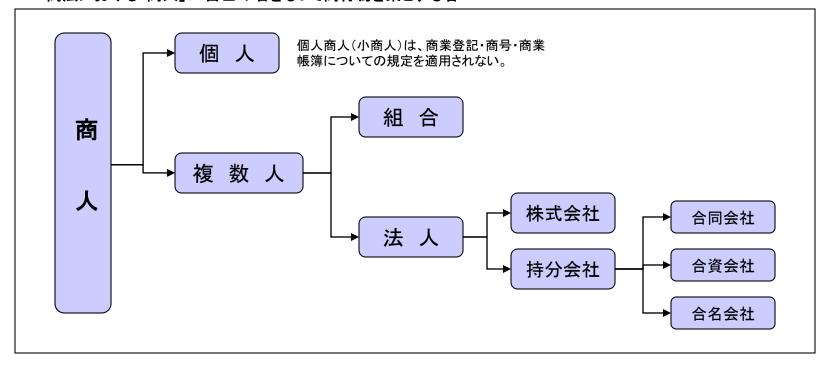
うちと同じ商号が許される!? ~商標管理の必要性~

商法における「商人」と「商業登記」

商法における「商人」: 自己の名をもって商行為を業とする者



商業登記制度:

商人に関する一定の重要事項を公の帳簿に記載させることにより、公示する制度。商人と取引をする第三者が、 安心して取引をすることができ、且つ、商人にも信用増大のメリットがあるものとして、双方の利益のために、商法上 義務付けられている。

商法・新会社法に見る商号

商法・新会社法に見る商号とは...「商人の営業上の名称。会社においては社名」

- 個人商人は、目的に応じて複数の称号を使用することが可能。
- 会社の場合は、商号の前後に会社の種類を該当の文字を用いて表示しなくてはならない。
- 他の種類の会社と誤認されるような文字を用いることは禁止。
- 会社ではない者は、その名称または商号中に会社と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

商号の保護について

商人は、その商号につき、他人によりその使用を妨げられない権利(所謂「商号使用権」を有するのみならず、他人が同一または類似の商号を不正に使用するのを排斥する権利(所謂「商号専用権」)を有する。これらを商号権と総称する。商号権は、商法・会社法・不正競争防止法で保護されている。

登記されない商号で営業を営む者も、不正の目的でその者の営業と誤信させるような商号を使用する者に対して、その使用の差し止めや損害賠償の請求、または、不正競争防止法の保護を受ける。商号を登記すると、その保護がより強化される。

※ 商号権の性質:

商号権は、名称についての権利であり、人格権としての性質を持つ。そのため、不正競争防止法では、商号権の侵害に対して、 損害賠償のほかに、信用回復措置を認めている。一方で、商号権は「営業の信用の標的」であり、経済的な価値を有すると 考えられる。つまり、商号権は財産権としての性質も備えている。そのため、商法では商号権の譲渡を認めている。

新会社法施行に伴う商号登記の変更点

旧法体系

● 旧商法19条

「同一の市町村内」で「同一の営業」の場合、 他人が登記した商号と同一の商号を登記する ことはできない。

● 旧商業登記法27条 「同一の市町村内」では「同一の営業」の ために、はっきりと区別することができない 商号の登記は認めない。

新法体系

左記二条は削除。 営業の同一性の有無に関わらず、 同一市町村内でも、 同一の商号による登記が認められる。 ただし、同一の住所において、 同一の商号の登記は認めない。

その他の変更点:

- 旧商法では正当な理由なくして2年間その商号を使用しない時は、その商号を廃止したものと見なしていたが、 商号を実際に廃止しているかの確認が困難であるため、この規定を廃止。
- 商号の文字について、漢字・ひらがな・カタカナのみとした制限を緩和。英数まで許容。

重大な疑問:「商号登記にあたり、類似商号調査は不要になったのか」。

「確かに、規制は緩和されているので、旧法体系における類似商号を登記する上で、全く問題はなくなった。 登記する住所に他の会社が存在しないことが確認できれば、登記申請を受け付けられないことは、起こりえない。 しかし、住所や地区によらず、営業内容によらず、類似商号の不正使用であると既存の他社から見なされる ケースは逆に起こりやすくなったとも考えられる。事実上の、商業登記の無法化とも考えられなくもない」

商標の基礎知識

商標とは...

商品や役務の出所を需要者に伝達するための標識をいう。商標は、商品や商品の包装に付したり、 役務の提供に際して使用される設備や道具に付したりすることによって使用される。需要者は、商標を 目にすることによって、希望する商品や役務を選択することができる。

商標を使用しながら、一定の質を有する商品や役務の提供を継続すると、その商標には業務上の信用(ブランド)が化体し、財産的価値が備わるようになる。この財産的価値は、商標権として、産業財産権(※)の一つと位置づけられる。商標法に基づいて登録された商標を登録商標という。 商品を表示するものを「トレードマーク」と呼び、役務を表示するものを「サービスマーク」と呼ぶ。

※産業財産権: 特許権・商標権・意匠権・実用新案権

商標登録の実際:

商標は独占権であり、その保護は強力に行なわれる。一旦登録された商標は基本的に不使用取消審判によってのみ第三者の力で廃止することができる。これは、登録後3年間使用されていない商標に関して、第三者がその不使用を証明することによって取り消しが行なえる制度。商標は45区分された業種ごとに登録を行なうもので、通常、1区分への登録で20万円程度の費用がかかり、約半年の期間が必要。登録されると、効力は日本全国に及ぶ。

商標は本来、商品名やサービス名を指しているものであるが、キャッチコピーや看板などの立体物も商標として登録することができる。海外では、商品やサービスを連想させる音や匂いをも対象としているケースもある。企業名も商標として登録することは可能で、商号商標と呼ぶことが多い。この場合は、商号から会社種類の部分を除いたものを商標として登録する。

不正競争防止法と類似商号

類似商号の発生に対する今後の法的対策...

類似商号に関する規制が撤廃されたことは、裏を返せば、既存の企業にとって、今まで保護されていた 利益がなくなること。

旧商法・旧商業登記法で、類似商号の発生を登記時点(=事前)に防ぐことが可能であった。そして、 旧商法には不正競争目的の同一または類似商号の使用の差し止めの請求権や損害賠償請求権が(事後的救済策として)規定されていた。前者は撤廃され、後者は不正競争防止法と重複していることにより、 削除された。

これにより、商号権保護を謳う商法・新会社法・不正競争防止法の三法のうち、事後的救済策を規定しているのは、不正競争防止法のみとなった。

不正競争防止法の概要:

市場における競争が公正に行われるようにすることを目的として制定された法律。規定される不正競争は以下の類型とされている。

● 周知表示混同惹起行為

● 著名表示冒用行為

● 商品形態模倣行為

● 営業秘密盗用

●ドメイン名不正使用行為

● 原産地等誤認惹起行為

● 競争者営業誹謗行為

● 代理人等商標無断使用行為

● 技術的制限手段に対する不正競争行為

これらのうち、商号保護に適用され得るのは、「周知表示混同惹起行為」と「著名表示冒用行為」の二つ。不正競争防止法の対象となる不正競争行為は多く、他の法律では保護されにくい対象を広く保護することが可能ではあるものの、知的財産のような絶対の独占権のあるものを、保護するのではないので、あくまでも訴訟の場での立証を必要とする措置のみが可能な法律。

不正競争防止法による商号保護の実際

著名表示冒用行為からの保護を適用した商号保護

著名表示冒用行為は、他人の著名な商号と同一または類似の商号を自己のものとして使用する行為。ここで言う「著名」とは、地域・営業分野に寄らず広く知られていることを指す。これを自社の商号に適用できるのは、全国区で知られている企業のみになるので、事実上、一部上場企業クラスのみが、この適用を受けられる。

周知表示混同惹起行為からの保護を適用した商号保護

需要者の間に広く認識されている他人の商号と同一または類似の商号を使用し、他人の商号と混同を生じさせる行為。 ここで言う「周知」とは、一定地域において、一定の分野でのみ知られていることを指す。

一定地域の示す範囲は、目安として、都道府県単位から市町村単位と考えられる。この範囲で認識されていることが前提であるので、中小零細企業向きではあるが、一定地域と一定分野の両方の条件を満たさなければ適用されない。 つまり、同一地域でも別の業種の会社であれば、適用されない。また、同一業種であっても、一定地域の外を主たる営業地域としている場合も同様と考えられる。

不正競争防止法による救済措置の実際:

不正競争防止法による、不正な競争を目的とした同一または類似商号の使用に対して、差止請求や損害賠償請求を行なうことができる。しかし、それは独占権である商標登録をよりどころとしたものではないので、相対的なものであり、それを訴訟の場で、証明する必要がある。証明するのは訴えた側であるので、侵害された側のコスト負担は大きくなる。

中小企業の場合は、自社の商号の周知性を証明することになるが、これは地域での売上規模や広告出向度合いなどによって、相手方よりも自社の商号の周知性が高いことを客観的に示す、非常に困難な作業を伴うことになる。裁判準備にそのような時間と手間がかかるが、裁判は通常1年程度で結審する。また、その前に和解勧告が出されることが多い。

訴訟の場と言うことで当たり前ではあるが、刑事の問題ではないので、相手を取り締まってもらうような展開は起こり得ない。これに対して、商号の商標登録を行なっていれば、周知性の証明は一切必要ない。最終的には損害賠償などを訴訟の場で決めることでは、不正競争防止法の適用のケースと変わらないが、証明の手間が一切なく、訴訟の展開は有利である。